

特別養護老人ホームおおぎの郷 (短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千種会が運営する特別養護老人ホームおおぎの郷（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の目的及び運営方針)

第2条 事業所の介護職員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームおおぎの郷
- (2) 所在地 神戸市東灘区北青木1丁目1-3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

- (2) 医師 1名（常勤兼務）

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

- (3) 生活相談員 1名（常勤専従）

生活相談員の職務は、入退所における面接・契約等の手続き、利用者の処遇に関すること、利用者やその家族の苦情・相談への対応等とする。

- (4) 介護及び看護職員（利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上）

介護職員 20.4名以上（常勤換算）

看護職員 3名以上（常勤換算・内1名は常勤）

介護職員の職務は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員

の職務は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名 (常勤専従)

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名 (常勤専従)

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練及びそれに伴う介護職員への指導とする。

(7) 介護支援専門員 1名 (常勤兼務)

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査、サービス計画の作成、利用者やその家族の苦情・相談への対応、他のサービス事業者や支援事業者との調整、地域住民への相談業務等とする。

(8) 調理員

調理員の職務は、栄養士の献立表に基づく、利用者に提供する食事の調理とする。

(職員の体制等)

第5条 事業所は、利用者に対して適切な介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 事業所は、職員の資質の向上を図るため、年度毎に計画的に研修の機会を設ける。

3 事業所は、その運営にあたって、地域住民、またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を深めることとする。

(営業日)

第6条 事業所において休業日は設けない。

(利用定員)

第7条 事業所は、利用定員を2名とする。

2 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を越えて利用させないものとする。

(設備及び備品等)

第8条 事業所の設備及び備品等は、次のとおりとする。

(1) 居室

利用者の居室は多床室1室とする。居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備える。

(2) 共同生活室

共同生活室は、入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状、机及び椅子を有する。

(3) 調理室

火気を使用する部分は不燃材料を用いる。

(4) 医務室

事業所は、利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(5) 浴室

浴室は、利用者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(6) 洗面設備及び便所

洗面設備及び便所は、要介護者が利用し易い形状・設備とする。

(7) 事務室

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

(8) その他の設備

その他に事業所の設備として、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、相談室、宿直室、会議室、エレベーター、避難滑り台などを備える。

(内容及び手続きの説明と同意)

第9条 事業所は、介護サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者、またはその家族から書面により同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第10条 事業所は、介護サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証によって、被保険者資格・要介護認定の度数、要介護認定の有効期間及び利用者負担割合等を確認するものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めることとする。

(介護の基準、虐待防止及び身体拘束抑制)

第11条 介護の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を適切に行なう。

(2) 事業所は、介護サービスを提供するにあたっては、利用者ごとに作成した介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。

(3) 事業所は、職員が介護サービスを提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

(4) 事業所は、介護サービスを提供するにあたっては、利用者の基本的人権を尊重し、虐待を防止するとともに、当該利用者、もしくは他の利用者の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない等の理由がある場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

(5) 身体拘束等を行う場合は、その態様、時間、心身の状況、拘束の理由及び妥当性を記

録するものとする。

(6) 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護サービスの内容)

第12条 介護にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 事業所は、1週間に2回以上、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により援助し、利用者の入浴、または清拭を行う。
- (3) 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により援助し、利用者の排泄を行う。
- (4) 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 事業所は、前各号の他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 事業所は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第13条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第14条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善、または維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第15条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(相談及び援助)

第16条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者、またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言及びその他の援助を行う。

2 事業所は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 3 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第17条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 3 事業所は、前各項に掲げることのほか、社会生活上の便宜の供与を行う。

(利用料及びその他の費用)

第18条 事業所が法定代理受領サービスに該当する介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当する介護サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第19条 事業所は、前条の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者は、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 1日あたり 従来型個室 1,231円、従来型多床室 915円
 - (2) 食費 ~~1,600円~~ **1,750円** (別途おやつ代130円) (1日当たり)
 - (3) 理美容代 実費
 - (4) 通院送迎・付き添い費 (担当医以外、または東灘区外の医療機関受診の場合) 実費
 - (5) 前各号に定めるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費
- 2 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合、改めて利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
 - 3 事業所は、第1項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容、費用の額及びその他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第20条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(協力医療機関)

第21条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために予め協力病院を定めておく。

- 2 事業所は、治療を必要とする利用者のために予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第22条 事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備、または飲料水について、衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、施設内において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとします。

(緊急時等における対応)

第23条 介護サービスの提供を行っている際に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、当施設の医師及び看護職員、協力医療機関、当該利用者に係る家族等に連絡する等の措置を講じる。

- 2 前項に規定する医師等への連絡が困難な場合等は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町及び当該利用者に係る家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対する介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、誠意をもって対応するとともに、損害賠償保険に加入し、必要に応じて損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第24条 事業所は、防災・減災のため、消防計画、風水害及び地震等に対処するため

の計画を作成し、防火管理者、または消防、若しくは自然災害等についての責任者を定め、年2回、避難、救出及びその他必要な訓練を行い、職員及び利用者に周知徹底を図る。

(苦情の処理)

第25条 事業所は、介護サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、または当該市町からの質問、若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導、または助言を受けた場合は、当該指導、または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導、または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護・秘密保持)

第26条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が知り得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、居宅介護支援事業者等の外部への情報提供については必要に応じて利用者、その家族、またはその代理人の同意を得るものとする。

3 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員の採用に際し、職員である期間及び職員でなくなった後を通じて、これらの秘密を保持する旨の契約を交わすものとする。

(重要事項の掲示)

第27条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の見やすい場所に掲示する。

(虐待防止に関する事項)

第28条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメントに関する事項）

第29条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない。

- (1)職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発するものとする。
- (2)相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第30条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。
- 3 施設は定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（その他運営に関する留意事項）

第31条 事業所は、職員に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2)継続研修 年4回以上（法人全体研修・事業所別研修・外部研修）
- 2 事業所は感染症の予防及びまん延の防止のため、以下の措置を行う。
- (1) 感染対策委員会を設置する
 - (2) 平常時の対策及び発生時の対策を規定する「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を策定する。
 - (3) 「感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアル」を作成する。
 - (4) 従業者に対し、平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的・計画的に行う。
- 3 事業所は、施設サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関して必要な事項は、社会福祉法人千種会理事長と管理者が協議して別に定める。

附 則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

【運営規程 更新履歴】

更新年月日	施行年月日	主な更新内容
令和1年10月1日	同 左	旧運営規程の全部改正（新規制定） （その他の費用）(3) 食費の改定
令和6年3月1日	同 左	第7条 利用定員変更、第8条居室数変更
令和6年5月1日	同 左	一部改正（常勤医師）（新規規定）
令和6年8月1日	同 左	一部改正（居住費改定）
令和7年2月1日	同 左	一部改正（食費改定）